

名が軽傷。当該自家用軽自動車の乗員2名が重傷、乗員1名が軽傷、当該自家用貨物自動車の乗員1名が軽傷を負った。

当該乗合バス②の乗員、乗客に怪我はなし。

事故後、当該乗合バス①の事業者が警察から聴取したところ、事故当時、当該レンタカー（トラック）は過積載状態のためブレーキが効かない状態となっていたとのことであり、5月15日に警察が実施した車両見分の結果でも、ブレーキライニング等に焼けた痕がみられ、フェード現象が発生していた可能性が高いとの結果であった。

事故現場は、当該レンタカー（トラック）から見て急な下り坂となっている模様。

（2）乗合バスの車内事故

5月10日（木）午後3時5分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客13名を乗せ運行中、道路上のくぼみを通過した際の車体の弾みにより、当該バスの後部座席に乗車していた乗客1名（女性・72歳）が通路に転落した。

この事故により、当該乗客が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。

（3）タクシーが歩行者を撥ねた事故1

5月25日（金）午後8時15分頃、青森県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、車道を歩いていた男性を発見したため急ブレーキ等により回避を試みたものの、当該タクシーの前方右側と当該男性が接触し転倒した。運転者は救急車を手配し、男性は近くの病院へ運ばれたが、翌日に死亡が確認された。なお、事故当時天候はくもりで路面は湿潤していた。なお、運転者に怪我なし。

（4）タクシーが歩行者を撥ねた事故2

5月26日（土）午後8時55分頃、岐阜県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を右から左に横断してきた歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた当該歩行者が死亡した。

事故現場は片側1車線の見通しのよい直線道路で、当該歩行者が横断していた場所に信号機及び横断歩道は設置されておらず、周囲に外灯はなかった。

なお、当該タクシーの運転者は、事故現場の約60メートル手前で当該歩行者を発見したが、考え事をしていたためブレーキをかけるのが遅れたと話している模様。

（5）路上に倒れていた女性を轢過した事故

5月29日（火）午前2時頃、東京都において、都内の個人タクシーが空車で走行中、交差点の黄色点滅信号を時速10キロ以下で右折し直進したところ、路上中央に倒れていた女性に気付かず轢過した。

この事故により、当該女性が死亡した。

なお、事故現場は街灯が少なく暗い状況であった。また、当該女性は酒に酔って寝ていた模様。

(6) タクシーが街路樹等に衝突した事故

5月29日(火)午後11時20分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、何らかの原因で道路左側の街路樹等に衝突するなどし、その後転覆した。

この事故により、当該タクシーの運転者が両足を骨折する重傷を負った。

(7) トラック運転者の酒気帯び運転による事故

5月24日(木)午前2時30分頃、広島県において、愛知県に営業所を置く大型トラックが走行中、ガードレールに衝突した。

この事故により、当該大型トラックの運転者が軽傷を負った。

事故後、救急車で病院に搬送中の当該大型トラックの運転者の呼気からアルコールが検出されたため、当該大型トラックの運転者は酒気帯び運転の疑いで逮捕された。

なお、当該トラックの運転者が、前日(23日)の午後7時頃に受けた乗務前点呼において使用したアルコール検知器の測定においては、アルコールは検出されなかった模様。

(8) 大型トラック等車4台が絡む多重衝突事故

5月30日(水)午後1時10分頃、福島県において、福岡県に営業所のある大型トラック①が走行中、前方に停車していた自家用トラックに追突、さらに当該自家用トラックの前方に停車していた大型トラック②、ライトバンに追突するなど、車4台が絡む多重事故となった。

この事故により、当該自家用トラックの乗員2名が死亡し、当該大型トラック①の運転者と、当該ライトバンの乗員2名の計3名が軽傷を負った。

事故現場は、片側2車線の見通しのよい直線道路で、事故当時、現場付近では中央分離帯の補修工事等のため、簡易式の信号機を上下線に設置し上り車線を使つての交互通行となっていた。

(9) 大型トラックが乗用車に追突した事故

5月30日(水)午後11時30分頃、埼玉県において、東京都に営業所を置く大型トラックが第1車線を前車トラックに追従する形で走行中、当該前車トラックが車線変更した際、前方にいた乗用車に気付くのが遅れ追突し、当該乗用車は追突の衝撃で左側ガードレールに衝突し、その後炎上した。

この事故により、乗用車に乗っていた2名が死亡。大型トラックの運転者は軽傷を負った。



【5. トラック追突事故防止マニュアルを公表しました！】

今般、国土交通省自動車局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：堀野定雄 神奈川大学工学研究所客員教授）において、平成23年度の報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

平成23年度検討会においては、事業用トラック事故件数のうち、約半数が追突事故により占められている状況を鑑み、トラック追突事故の課題と対策について集中的に分析しました。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取組に活用していただけるよう周知していくこととしています。

○報告書

- ・ [第1分冊] 事業用自動車の交通事故の傾向分析
- ・ [第2分冊] トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討
 - 別冊1：経営トップ向け指針
 - 別冊2：現場管理者向けマニュアル
 - 別冊3：ドライバー向けマニュアル など
- ・ [第3分冊] 社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧ください。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html>)



【6. 6月は、「不正改造車を排除する運動」と「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間です】

～ 街頭検査などを実施し、不正改造した車を市場から排除します ～

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

また、特に大気汚染への影響が大きいディーゼル車は、使用過程車の排出ガス対策の推進や不正軽油の使用防止が求められています。

このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、6月を「不正

改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間として特に強力に運動します。

詳しくは、< <http://www.tenken-seibi.com/husei/index.html> >をクリック！



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

